

令和 2 年度「被災地企業の資金調達等支援事業」事務局公募要領

1 本事業の目的

東日本大震災による被災地（以下、単に「被災地」という。）の産業復興等に資する多種多様な取組を実現するため、被災地事業者等の資金調達方法を多様化する必要がある。

本事業は、自立的な資金調達手法であるクラウドファンディング（以下「CF」という。）を活用し、新商品開発・町のにぎわい回復等に取り組もうとする被災地事業者等の多様な事業主体を支援し、復興を加速化しようとするものである。

2 本事業の概要

本事業は、上記の目的を達成するため、

- 事務局と地域コーディネート機関（以下「地域 CDN」という。）を設置し、
- CF のプラットフォームを運営する事業者と連携しつつ、
- セミナー開催や専門家派遣等を通じた、被災地における CF の利活用の促進

を図るものである。

3 定義

3.1.1 クラウドファンディング（CF）

CF とは、新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組みをいう。

3.1.2 事業者

法人、個人、NPO、地方自治体等（イベントの実行委員会等の定款と名簿を備えた任意団体を含む。）であり、本事業の支援対象となる CF 案件を組成しようとしている者。ただし、登録 CF サービス事業者は除く。

登録 CF サービス登録 CF サービス事業者 CF のプラットフォームを運営する事業者。

3.1.3 地域 CDN

地域コーディネート機関を指す。以下の業務を行う。

- 地域内事業者に対し、本事業の内容を周知すること。

- 地域内事業者から、本事業に関する申請書を受取り、形式的な要件の充足を確認すると共に、必要に応じて審査を通過するための助言を行うこと。
- 地域内事業者又は当該事業者を支援した専門家に対し、報告書の提出を求めること。
- 地域内の専門家候補者を選び出し、事務局に推薦すること。
- 本事業を通じて得られたノウハウを整理し、地域内事業者に提供すること。
- 地域内の専門家ネットワークを形成し、本事業が終了した後も、地域内で自立的に CF が実施される体制を構築すること。

4 本事業で実施する内容

4.1 定量的な成果目標の設定

本事業の事業目的を踏まえ、目的が実現できたかを検証するにあたり有効となる定量的な成果目標を事業の着手前に設定すること。

なお、定量的な成果目標には以下の項目を含むものとする。

- 本事業を通じ、事業者が資金調達できた額の総額が本事業費の総額である 1.0 億円を上回るよう努めること。
- 本事業を通じ、CF が実施された件数が 48 件を上回るよう努めること。

4.2 事務局の業務

- 地域 CDN の選定・管理
- 外部審査委員会の運営・管理
- 登録 CF サービス事業者の登録・管理
- 専門家の派遣・管理
- 広報活動
- 資料の作成
- 事業三年間の取りまとめ
-

4.3 地域 CDN の選定・管理

4.3.1 地域 CDN の公募

事務局は、地域 CDN の公募を行う。

4.3.2 地域 CDN との契約締結

事務局は、地域 CDN との契約を締結する。

4.3.3 地域 CDN と登録 CF サービス事業者との調整

事務局は、地域 CDN と登録 CF サービス事業者間の連絡・調整を行う。

4.4 登録 CF サービス事業者事業者の登録・管理

事務局は、本事業の円滑な遂行に必要と考えられる登録 CF サービス事業者に対し、登録 CF サービス事業者プールへの登録を促す。

登録 CF サービス事業者の登録に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- 登録 CF サービス事業者が事業規模に比して十分な資力を有していること。
- 登録 CF サービス事業者が信頼に足る運営体制を整備していること。
- 復興クラウドファンディング支援事業の支援を受けたプロジェクトであることを明示できること。

4.5 外部審査委員会の運営・管理

事務局は、外部審査委員会を設置し、以下の基準に則り、各 CF 案件を支援するか否かを決定する。なお、支援決定に先立ち、復興庁と協議のうえ設置された外部審査委員会の審査を受けるとともに、同委員会の意見を尊重すること。

4.5.1 外部審査委員の設置

事務局は、外部審査委員委員会を設置するため、外部審査委員を最低でも8名選定すること。その際、クラウドファンディングに関する十分な知見を有し、不合格点をつける場合には事業者の行おうとする取組に適切な助言を行える人物を選定すること。

4.5.2 審査方式について

外部審査委員会は、審査を採点によって行う。採点方式については、審査委員のうち5名が採点を行い、平均点が一定の点数を上回る場合に合格とし、採否を決定すること。なお、審査委員による審査は、電子メール等を用いたオンライン上の

審議を活用する等により、速やかに意見を聴取できるよう工夫すること。

4.5.3 本事業の支援対象となる CF 案件の類型への合致

本事業の支援対象となる CF 案件は以下のいずれかとする。例示はあくまで明確化のための記載であり、特定の業種や事業を対象とするものではない。なお、被災地外に本拠を有する事業者であっても被災地の復興に資する取組を行う場合においては、この限りではない。

- 被災地域内の事業者又は、被災地域内で営業を行っていた事業者が実施する案件（例：酒蔵の再建、新商品の製造販売等）
- 被災地域産の原料を活用する等、被災地の経済活動の促進に資する案件（例：被災地で開催される復興関連イベント等）
- 被災地域の知名度を向上させる等、風評・風化の防止に資する案件（例：町民劇で街を元気にする取組等）
- 被災地域の、にぎわい回復、なりわいの再生に資する案件（例：空き店舗を活用したコミュニティスペースの構築等）

4.5.4 その他の審査項目

このほか、以下の観点から審査を行うものとする。

- 目標金額に到達する可能性が見込まれるか。
- 登録 CF サービス事業者プールの中から、案件に適した登録 CF サービス事業者とのマッチングが可能か。
- 目標金額が実際に集まった場合、計画が成功する可能性が高いか。
- その他の復興庁と協議の上決定された要件に合致しているか。
- 必要となる支援の規模が、目標金額に比して適切であるか。
- 令和2年度12月末までに調達期間を満了することが可能か。
- プロジェクトが経済性又は社会的意義を有するか。

4.5.5 外部審査委員会会の開催

外部審査委員会は、審査開始前、期中及び期末の三回復興庁を含めた会合を開催すること。

4.6 CF 案件の管理

4.6.1 各案件に適した登録 CF サービス事業者の選定

事務局は、事業者と登録 CF サービス事業者の双方の意見を聞きつつ、各 CF 案件に適した登録 CF サービス事業者の選定を行う。

4.6.2 各案件に適した専門家の派遣

事務局は、各案件に適した専門家を派遣する。この際、被災地内の専門家を選定することが望ましい。

なお、登録 CF サービス事業者及びその従業員は専門家となることができない。

4.7 登録 CF サービス事業者と連携した、専門家プールの構築・管理

本事業における専門家は、CF に関して高い知見を求められることに鑑み、専門家プールの形成にあたっては、登録 CF サービス事業者と連携しつつ推進されることが望ましい。

4.8 専門家との契約締結、運用

事務局と専門家との間で、再委託契約等の適切な契約を締結し、各 CF 案件に適した専門家を派遣し、精算を実施すること。

4.9 被災地内におけるノウハウの蓄積

本事業が終了した後でも、被災地内において CF が円滑に実施されるよう、地域内においてノウハウの蓄積及び支援ネットワークの形成を行うこと。

4.10 報告書の作成

他省庁や自治体において、類似の事業が実施される際に参考となるよう留意し、報告書を作成すること。

4.11 事例集の制作

本事業に関する案件について被災地を中心とする国民一般に周知するため、本事業の支援対象となった CF 案件事例集の制作を通じ、当該案件を国民一般に周知すること。また、1000 部の印刷・製本・発送を行うほか、復興庁の WEB ページに掲載可能とするため、PDF フォーマットの電子ファイルを納品すること。印刷・製本の部数に

ついては、復興庁と協議の上、最終的に決定することとする。

なお、内容として以下を想定すること。

・本事業の紹介：本事業のコンセプトや目標の共有。

・各事例の紹介：

「背景/目的（CF に取り組もうと思った背景及び解消したいと考えた課題）」、「取組概要（特にユニークな点にフォーカスして記載）」、

「効果/結果（資金調達以外にも得られた副次的な効果に着目して記載）」、

「今後の見通し（今回の CF を通して新たに見えてきた課題や目標）」、

「事例のポイント（今回の CF を通して特に成功のポイントとなった点）」

・平成 30 年度からの 3 年度分の事例分析を通じたノウハウの分析などを踏まえ、令和 3 年度以降に被災地事業者が参考とできる内容とすること。

4.12 進捗状況の報告

月に一度、事業の進捗を報告すること。報告には、その時点で登録されている登録 CF サービス事業者プール、専門家プールのリストを含めること。

また、週に 1 度、調達中の案件について、当庁と調整した様式で各案件の進捗を報告すること。

4.13 引継ぎ

翌年度に本事業を行う主体及び復興庁に対し、WEB サイト、登録 CF サービス事業者プール、専門家プールを円滑かつ迅速に引き継ぐこと。

4.14 資料の作成

目標金額、調達金額及び割合、調達期間、Allin 等クラウドファンディングの募集形式、プロジェクトの内容、申請日及び採択日等の重要な日時がわかるよう記載した資料を作成し、週 1 回アップデートすること。

4.15 権利の帰属

本事業の周知のために事務局が制作した WEB サイト及びコンテンツ、本事業のために構築した登録 CF サービス事業者プール、専門家プールのリストに関する権利は復興庁に帰属するものとする。

5 契約の内容

5.1.1 予算額

77,815 千円を上限とする。

5.1.2 契約予定件数

1 件とする。

5.1.3 契約予定日

令和 2 年 4 月 1 日

5.1.4 契約期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 26 日まで

6 公募期間

令和 2 年 2 月 10 日から令和 2 年 3 月 10 日

7 企画競争説明会

以下のとおり、企画競争に関する説明会を開催する。

7.1.1 日時

令和 2 年 2 月 18 日 14 時から

7.1.2 場所

復興庁 12 階 会議室Ⅱ【1205】（東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎 4 号館）

8 企画提案会

以下のとおり、企画競争に関する提案会を開催する。

8.1.1 日時

令和 2 年 3 月 12 日 14 時から

8.1.2 場所

復興庁 6 階 会議室Ⅲ【619】（東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎 4 号館）

9 応募に際しての必要書類

様式 1 から様式 5 に示すとおり。

提案の内容については、具体的かつ明確に記載するとともに、内容の詳細について説明資料がある場合は添付しても構わない。

なお、様式については、復興庁 WEB サイト（以下のリンク先）から提案書様式ファイルをダウンロードすること。

http://www.reconstruction.go.jp/portal/sangyou_nariwai/cf/20180423145453.html

9.1.1 様式 1 提案書

次の事項について記載すること。

- 提案名
- 提案者についての情報（実施体制図を含む。）
- 主な実施地域（選定後、記載しなかった地域での取組を制限するものではない。）
- 事業の内容
- 本事業を提案するに至った背景・問題意識
- 本事業を実施した結果、どのようなプロセスを経て被災地における資金調達の多様化に貢献するか。
- 本事業終了後に被災地にどのようにしてノウハウを定着させていくのか。
- 定量的な成果目標
- 連携して取組を進める関係者/役割分担/担当者名/連絡先
- 個々の関係者における類似取組の実績
- 再委託先（地域 CDN、専門家等。）

9.1.2 様式 2 費用積算書

事業の実施に必要な経費を、取組ごとに記入すること。

9.1.3 様式 3 スケジュール表

事業実施に係る各取組の実施スケジュールについて、取組ごとに分けて記載すること。

9.1.4 様式 4 提案の概要図

様式 1 に記載した内容について、要点のみを簡潔に 2 枚程度に整理して記載すること。（文字のフォントサイズは 12 ポイント以上とすること。）

9.1.5 様式 5 誓約書

暴力団等に該当しない旨の誓約書（提案団体の中に複数の構成団体が含まれる場合は、提案団体の代表団体の誓約書のみ）を、記名・押印の上、提出すること。

10 提出物

以下の全てを提出すること。

10.1.1 紙媒体 13 部（原本 1 部、複製 12 部）

原本：

- 様式 1～様式 4 をゼムクリップ留め
- 様式 5

複製：

- 様式 1～様式 5 をゼムクリップ留め

※提出書類はホチキス留めを行わないこと。

10.1.2 電子媒体 1 部（CD または DVD で提出）

- 様式 1～様式 5
- 各々のファイル名は「提案名+様式番号」とすること。
- Microsoft Office で閲覧が可能な型式で送付すること。

11 提出方法

前掲の提出物について、下記送付先に原則、郵送（簡易書留のほか、追跡が可能な宅配便等の手段も可）で提出すること。

ファイルには綴じず、提出物をそのまま封筒に入れて提出すること。

令和 2 年 3 月 11 日 12 時必着とする。

12 問い合わせ先

事業内容や応募様式の記入方法に関する不明点については、以下の連絡先に問い合わせること。

12.1.1 連絡先

復興庁 支援機構班 高岡

TEL：03-6328-0261

12.1.2 問い合わせの受付期間

令和 2 年 2 月 10 日から令和 2 年 3 月 10 日

13 その他

- 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- 応募に必要な資格のない者の提出した書類、また、提出した書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とする。
- 必要書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 提出された書類は、原則返却しないこととする。
- 提出された書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- 採用された書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- 本業務に関連して受注者が知り得た情報については、守秘義務が生じる。ただし、提出される成果物に含まれる情報については、この限りではない。
- 契約締結日は令和 2 年 4 月 1 日とするが、令和 2 年度本予算成立が令和 2 年 4 月 2 日以降となった場合は、予算成立の日を契約締結日とする。